第 50 回　全国環整連全国大会　指針

料金は働く人の生活を支え、地域の生活環境を守り、公共サービスを将来へ引き継ぐための社会的な約束です。

その根底には、下水道料金との公平性、住民負担の公平性、そして行政が法に基づいて責任を果たすという法の支配があります。

【全国環整連全国大会　指針】

一、　私達は、直営で行う料金を超えてはならない。

一、　適正業務を確実に遂行できるだけの“適正な原価”に“適正な利潤”を確保すること。

一、　住民にとって公平公正な負担であること。

以上を全国環整連の大会指針とする。

全国環境整備事業協同組合連合会（全国環整連）
令和８年１０月２６日

第50回

全国環整連 全国大会

in TOKYO

講演資料

令和8年 10月26日(月)
ホテルニューオータニ

主催：全国環境整備事業協同組合連合会
後援：環境省

基調講演

講師プロフィール



憲法学者

石川 健治 様

【プロフィール】

1985年　東京大学法学部卒業（法学士）
1985年　東京大学法学部助手
1988年　東京都立大学法学部助教授
1998年　東京都立大学法学部教授
2003年　東京大学大学院法学政治学研究科教授

【公的活動等】

国家公務員採用Ⅰ種試験専門試験出題委員（法律職）
行政書士試験研究センター試験委員
自治体法務検定委員会委員（基本法務）
八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会委員
渋谷区個人情報の保護及び情報公開審査会会長

委員会報告

合 理 化 適 正 委 員 会

活動方針及び活動計画

１．　活動方針

廃棄物処理法及び浄化槽法の趣旨を踏まえ、浄化槽清掃業者は、区域も含めた責任を果たす必要がある。

区域割りにより業者の責任を明確にする。

２．　活動計画

1)　区域を定め、業者の責任を明確にした法改正成立を目指す

2)　委員会が率先して区域割り案を地元業者に提示する

3）各県連への講師派遣

4）現地支援

5）環境省との協議

水 処 理 委 員 会

活動方針及び活動計画

1．　活動方針

一　デジタル化による適正業務の推進

二　適正契約推進による業界基盤の確立

2．　活動計画

1）　デジタル化導入支援

2）　適正業務の実施支援

1．一括契約書の推進

2．維持管理記録票の標準化

3．水再生優良事業者制度の推進

3）環境省、国交省、農水省との協議

循 環 資 源 委 員 会

活動方針及び活動計画

1.　　活動方針

一般廃棄物の業務範囲を明確にした処理計画の推進

業務を遂行するに足る適正料金を実現する

2.　　活動計画

1)　処理計画の確認と区域に相当する契約件数の記載

2)　原価計算に基づく適正料金の提示

3)　市町村ごとの課題整理及び適正処理に関する対応

4)　研修会の開催による知識向上及び会員間の情報共有

5)　小浜市最高裁判決と実態との差について環境省との協議

循環資源委員会
活動報告

一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬原価計算書について

一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬原価計算書について

本資料は、地域の一般廃棄物収集運搬業務を安定して継続するために必要な人件費、車両費、管理費、に係る費用等を算定したモデルケースです。

１・ 算定の前提

（1）人件費・労務費には、国土交通省の「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」を用います。

区分	適用する職種	全国平均労務単価（令和 8 年 3 月）
管理職	電工	28,017 円
運転手	運転手（一般）	25,275 円
作業員	普通作業員	23,605 円
事務員	軽作業員	18,605 円

（2）年間の休日・休暇日数は、週休 2 日（105 日）、祝日（15 日）、年末年始休暇（6 日）、夏季休暇（5 日）、年次有給休暇（20 日）の計 151 日とします。介護休暇（10 日）、育児休暇（28 日）等は、本モデルの算定に含めません。

（3）車両の減価償却費は、耐用年数を 4 年として算定します（国税庁「車両・運搬具/一般用/ダンプ式」）。

（4）管理部門の事務員は、通常配置する現場職員 6 人につき 1 人として算定します。算定人数は 0.5 人単位で切り上げます。

（5）令和 8 年 4 月からの子ども・子育て支援金を含みます。なお、寒冷地特有の経費等は含みません。

２・ 年間の収集運搬に必要な人数

1 日に稼働する収集車両を 4 台、年間稼働日数を 260 日（52 週×5 日）とします。1 人当たりの年間勤務可能日数は、365 日から休日・休暇 151 日を差し引き、214 日とします。必要人数は 0.5 人単位で切り上げます。

項目	1 台 2 人乗車の場合	1 台 3 人乗車の場合
通常配置人数	8 人	12 人
年間必要延べ稼働人日	8 人×260 日＝2,080 人	12 人×260 日＝3,120 人
必要人数の計算	2,080 人÷214 日≒9.72 人	3,120 人÷214 日≒14.58 人
現場の必要人数	8 人＋予備 2 人＝10 人	12 人＋予備 3 人＝15 人
事務員の算定	8 人÷6≒1.33 人 → 1.5 人	12 人÷6＝2 人

※休暇等を考慮すると、通常の配置人数だけでは年間を通じた安定的な業務運営が難しいため、予備人員を確保します。

3・年間の収集運搬に必要な費用

車両 4 台の場合。

費用項目	1 台 2 人乗車の場合	1 台 3 人乗車の場合
現場部門	8,876 万円	1 億 2,387 万円
管理部門	3,187 万円	3,505 万円
小計	1 億 2,063 万円	1 億 5,892 万円
諸経費(5%)	603 万円	795 万円
合計	1 億 2,666 万円	1 億 6,687 万円
利益(10%)	1,267 万円	1,669 万円
総合計	1 億 3,933 万円	1 億 8,356 万円

万円未満四捨五入

4 ・ 収集運搬車両 1 台当たりの年間費用の目安（利益を含む）

車両	1 台 2 人乗車の場合	1 台 3 人乗車の場合
塵芥車	3,483 万	4,589 万円

万円未満四捨五入

5 ・ 収集運搬車両 1 台当たりの月間費用の目安（利益を含む）

車両	1 台 2 人乗車の場合	1 台 3 人乗車の場合
塵芥車	290 万円	382 万円

万円未満四捨五入

□この原価計算はモデルケースである為、各事業者の実際の費用は地域や回収の方法、人員配置、車両の状況により異なる

□一般廃棄物収集運搬については、国が示す算定基礎がないため人件費については、公共工事設計労務単価を使用している

下水道委員会

活動方針及び活動計画

1．　活動方針

「下水道分野でのウォーターPPP（官民連携方式）」に関する国及び地方自治体の動向に対して、組合員事業の継続性と安定性を確保すべく行動する。

2．　活動計画

1）各地での実態把握と検証
2）組合員への情報提供、セミナーの開催
3）組合員と地方自治体との協議を支援（現地支援含む）
4）下水道法改正に関する情報収集及び国交省との意見交換
5）関係省庁との協議

3．　活動実績

水の官民連携（ウォーターPPP）の動向に対して、地元業者としての仕事をどの様に守っていくのかを検討するため、「水の官民連携」に関する対策セミナーを実施

第１回（東京開催）　令和８年８月20日㈭　13：30～16：45
ビジネストランスファー　会議室Ｃ
第２回（京都開催）　令和８年９月７日㈪　13：30～16：45
京都経済センター　会議室３-H

4．　下水道委員会の今後の展開について

一般廃棄物処理業を営む私たち環整連は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正処理を行うにあたって、「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨のもと業を営んでいる。
この度、国交省が推進している「水の官民連携」は、下水道汚水管の改築に係る国費支援に関する要件とされ、「水の官民連携」を導入しなければ国費による地方自治体への補助がされないこととなる。
廃掃法及び合特法の趣旨のもと地域インフラを長年守ってきた私たちにとって、この政策推進及び制度には多くの疑問を抱くところである。

下水道委員会は以下２点を今後の活動の根底とする。

1）国交省を招いたセミナーを開催し、私たち地元業者の疑問や想いを直接伝える場を設ける
2）各府県のメンバーと協力し、地方で実際に起きている現象や問題点を情報収集し、改善策を探る

料 金 委 員 会

活動方針及び活動計画

1.　活動方針

料金制度の基本方針に基づき、直営料金の算定根拠を明確にする

（料金制度基本方針）

- 直営で行う料金を超えてはならない
- 業務を確実に遂行できるだけの“適正な原価”に“適正な利潤”を確保すること
- 住民にとって公平な負担であること

2.　活動計画

1)　環境省との継続協議

環境省との継続協議による直営料金算定根拠の明確化

2)　実態調査

料金・処理条件等の実態を把握

3)　標準原価モデルの研究

客観的データにもとづく、適正な原価構成の整理

4)　法令・制度研究

関係法令・通知・判例等を踏まえた料金制度の根拠整理

広 報 委 員 会

活動方針及び活動計画

１．　活動方針

一　組合活動を広報する

２．　活動計画

１）広報環整連の発行

２）コラムの掲載

３）ホームページの更新

実 行 部

活動方針及び活動計画

1.　　活動方針

全国環境整備事業協同組合連合会の推進力となる

2.　　活動計画

１）全国大会の設営補助

２）知識向上のための研修会の実施

３）AI 活用の検討

会員　各位

全国環境整備事業協同組合連合会
各委員長
実行部長

第 50 回全国大会　委員会報告に関するお問い合わせ

本大会の委員会報告におきまして、ご不明な点やご質問等ございましたら、下記の内容をご記入頂き、ご返信頂きますようお願い申し上げます。

１．　お問い合わせ先の委員会をお選びください。

合理化適正委員会		下水道委員会	
水処理委員会		料金委員会	
循環資源委員会		広報委員会	
実行部			

２．　お問い合わせ内容

【返信先】

全国環境整備事業協同組合連合会　事務局
住所　：　東京都千代田区永田町 2-17-17　アイオス永田町 612 号室
TEL　：　０３－６４５３－０６０７
FAX　：　０３－６４５３－０６０８

パネルディスカッション
「料金」

パネリストプロフィール



憲法学者

石川 健治 様

【プロフィール】

1985年　東京大学法学部卒業（法学士）
1985年　東京大学法学部助手
1988年　東京都立大学法学部助教授
1998年　東京都立大学法学部教授
2003年　東京大学大学院法学政治学研究科教授

【公的活動等】

国家公務員採用Ⅰ種試験専門試験出題委員（法律職）
行政書士試験研究センター試験委員
自治体法務検定委員会委員（基本法務）
八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会委員
渋谷区個人情報の保護及び情報公開審査会会長

パネリストプロフィール



自由民主党
環境事業高度化議員連盟事務局長
宮内 秀樹 様

【経歴】

1962年　愛媛県松山市に生まれる
1986年　青山学院大学経営学部 卒
　　業国会議員秘書を25年経験
2012年　衆議院議員総選挙で福岡県第4区初当選（連続当選６回）
2015年　国土交通大臣政務官
2017年　自由民主党副幹事長
2020年　農林水産副大臣
2022年　衆議院文部科学委員長
2023年　自由民主党経済産業部会長
2025年　衆議院議院運営委員会理事
2026年　衆議院予算委員会理事（現在）

パネリストプロフィール



日本維新の会 共同代表
前原 誠司 様

【経歴】

昭和37年4月　京都市左京区に生まれる（1962年4月30日生）
昭和57年4月　京都大学法学部入学、国際政治学（高坂正堯ゼミ）を専攻
昭和62年4月　財団法人 松下政経塾入塾（第8期生）
平成3年4月　京都府議会議員選挙（左京区選出）において28歳で初当選
平成5年7月　第40回衆議院議員総選挙以降、連続当選12回

【衆議院・党・政府の主な略歴（1/2）】

平成17年9月　民主党代表
平成21年9月　国土交通大臣・沖縄及び北方対策担当大臣
平成21年9月　防災担当大臣
平成22年9月　外務大臣
平成23年8月　民主党政策調査会会長
平成24年10月　国家戦略担当大臣・海洋政策担当大臣

（続く）

【衆議院・党・政府の主な略歴（2/2）】

平成24年10月　内閣府特命担当大臣
（経済財政政策、科学技術政策、原子力行政、宇宙政策）
平成29年9月　民進党代表
令和2年9月　国民民主党代表代行
令和5年12月　教育無償化を実現する会代表
令和6年12月　日本維新の会共同代表

【現在の役職】

■衆議院
法務委員長（令和8年10月～現在に至る）

■政党
日本維新の会 顧問、
安全保障調査会長、整備新幹線建設推進PT座長、官民連携推進PT座長

パネリストプロフィール



国民民主党　代表代行
古川 元久 様

【経歴】

昭和40(1965)年　名古屋市生まれ
昭和59(1984)年　愛知県立旭丘高校卒業
昭和63(1988)年　東京大学法学部卒業
昭和63(1988)年　大蔵省入省
平成5(1993)年　米国コロンビア大学大学院留学
平成6(1994)年　大蔵省退官
平成8(1996)年　第41回衆議院総選挙初当選
以降、11期連続当選

内閣官房国家戦略室長、内閣府副大臣、内閣官房副長官、国家戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策、科学技術政策、宇宙開発担)、衆議院内閣委員長、沖縄及び北方問題に関する特別委員長を歴任。
現在、国民民主党代表代行、国会対策委員長、国土交通委員会委員、国家基本政策特別委員会理事。
国民民主党 環境整備事業向上議員連盟会長。

パネリストプロフィール



立憲民主党

辻元 清美 様

【経歴】

1960年　奈良県生まれ、大阪育ち

1987年　早稲田大学卒業
学生時代にNGOピースボートを創設、冷戦下の世界60カ国と民間外交。

1996年　衆議院議員選、初当選
NPO法を議員立法で成立させ、被災者生活再建支援法、情報公開法、男女共同参画社会基本法などの成立に尽力する。
衆議院議員7期。

2009年　国土交通副大臣

2011年　内閣総理大臣補佐官

2017年　立憲民主党国会対策委員長（野党第一党）2年間
他、立憲民主党代表代行、衆議院予算委員会野党筆頭理事、憲法審査会野党筆頭幹事、平和安全法制特別委員など。

2022年　参議院議員選（全国比例代表）当選
前国土交通委員長。現在、立憲民主党参議院議員会長代行、参議院予算委員会野党筆頭理事など。

パネリストプロフィール



志士の会
泉 健太 様

【経歴】

昭和49年　北海道生まれ
平成10年　立命館大法卒
平成10年　参議院議員秘書
平成12年　衆議院総選挙に初出馬（25歳、全国最年少）、次点惜敗
平成15年　衆議院総選挙、初当選
平成21年　内閣府・大臣政務官（鳩山内閣、菅内閣）就任
平成30年　国民民主党 政務調査会長 就任
令和2年　立憲民主党 政務調査会長 就任
令和3年　立憲民主党 代表 就任
令和6年　衆議院 国家基本政策委員長 就任
令和7年　衆議院 環境委員長 就任
令和8年　中道改革連合に参画。
　　臨時国会より無所属会派「志士の会」を結成（会派代表）

目　次

日本国憲法及び一般廃棄処理の変遷　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

廃棄物処理法改正案　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

令和５年度の清掃実施率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

浄化槽清掃費の原価比較　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

一般廃棄物の処理責任について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

一般廃棄物の委託料金について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

保守点検の回数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

一般廃棄物収集運搬に関する指導のお願い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

家庭ごみ収集運搬業務における直営との比較(試算)　・・・・・・・・・・・・・・１０

郡上市設置型浄化槽事業について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

浄化槽料金市町村補助について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

下水道法改正　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

水の官民連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

日本国憲法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

１０・８通知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

最高裁判例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

廃棄物処理法の解説　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３

日本国憲法及び一般廃棄物処理の変遷

明治 33 年　**汚物掃除法**（日本初の廃棄物に関する法律）

農村人口の都市部流出によりし尿は不要物となる

昭和 19 年　浄化槽の規格制定　徐々に普及

昭和 22 年　**日本国憲法**

国による化学肥料の普及と清浄野菜の促進

昭和 29 年　**清掃法**（市町村の処理責任）

処分場のない市町村は許可を発行するのみで、業者は処理の為やむなく不法投棄した。

業者への対応は自治体によって大きく異なるが、多くは新規許可の脅しや低料金の押し付けがなされていた。

第 15 条 2　前項の許可には、期限を附し、汚物の収集を行うことができる区域を定め、又は環境衛生上必要な条件を附することができる。

昭和 33 年　**下水道法**

昭和 45 年　**廃棄物処理法**（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

一般廃棄物と産業廃棄物に区分された

第 7 条 11 項第 1 項又は第 6 項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

昭和 50 年　合特法（下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法）

昭和 58 年　浄化槽法

平成 12 年　**単独浄化槽の新設廃止**

平成 19 年　日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法）公布

平成 26 年　伊万里市判例（平成 26 年 4 月 3 日最高裁確定）

１０・８通知（小浜市判例　平成 26 年 1 月 28 日最高裁確定）

令和 7 年　埼玉県八潮市における下水道管腐食による道路陥没事故発生

令和 8 年　**下水道法等の一部を改正する法律**（下水道整備区域を縮小し浄化槽区域に）

廃棄物処理法

現行法

第６条　市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

第７条１１　第１項又は第６項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

⇩

全国環整連　修正案

第７条１１　第１項又は第６項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定める。その他、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

これまでの環境省の回答

・法第７条11の解釈は、できる規定のため定めなくてもよい

・区域の定めと清掃率には相関関係はない

・区域の定めは自治体で判断。区域の定めなく清掃率が高い市町村ある

・業者の長年の努力による区域はカルテルに当たらない

⇩

公取「暗黙の区域割りはカルテルである」（予算委員会）

議連「全市町村の清掃率調査を指示」「処理計画の策定状況を質問」

⇩

調査結果

一般廃棄物処理実施計画の未策定は３３４市町村（令和５年）

清掃率全国平均　令和４年６３．６％、令和５年６４．１％

環境省の回答「業者間の暗黙の区域割りはカルテルに当たると認識している」（前言撤回）

令和5年度の清掃実施率（最終確認中）

令和5年度における都道府県別清掃実施率

都道府県	清掃実施率	合併実施率	単独実施率
北海道	71.2%	74.4%	60.2%
青森県	65.0%	67.4%	63.4%
岩手県	56.7%	57.8%	38.4%
宮城県	80.5%	82.7%	73.9%
秋田県	70.4%	73.7%	64.9%
山形県	80.5%	84.0%	76.3%
福島県	67.6%	78.6%	57.7%
茨城県	57.6%	52.0%	69.2%
栃木県	38.7%	34.6%	45.9%
群馬県	41.2%	42.7%	39.8%
埼玉県	56.7%	56.7%	56.8%
千葉県	53.2%	45.4%	62.9%
東京都	65.4%	70.2%	60.5%
神奈川県	57.7%	57.5%	57.8%
新潟県	61.0%	68.6%	57.3%
富山県	55.9%	61.4%	53.1%
石川県	50.5%	42.9%	57.3%
福井県	57.5%	61.9%	53.6%
山梨県	34.4%	34.8%	34.2%
長野県	28.2%	30.9%	12.1%
岐阜県	95.5%	97.7%	93.4%
静岡県	74.4%	78.7%	70.9%
愛知県	65.4%	70.4%	61.6%
三重県	63.5%	71.8%	51.6%
滋賀県	70.7%	76.6%	59.4%
京都府	47.6%	60.2%	21.7%
大阪府	74.1%	77.2%	71.4%
兵庫県	57.5%	66.0%	44.7%
奈良県	60.5%	71.7%	54.9%
和歌山県	67.0%	70.7%	62.6%
鳥取県	50.3%	54.0%	46.7%
島根県	82.6%	86.2%	78.1%
岡山県	82.3%	83.3%	80.2%
広島県	71.0%	74.4%	65.6%
山口県	77.2%	77.9%	76.2%
徳島県	62.0%	66.2%	58.4%
香川県	28.5%	31.8%	24.0%
愛媛県	50.3%	52.9%	47.7%
高知県	67.8%	81.9%	45.4%
福岡県	76.2%	85.8%	43.3%
佐賀県	78.5%	88.1%	53.7%
長崎県	79.0%	81.9%	63.6%
熊本県	83.4%	83.3%	83.6%
大分県	79.3%	82.9%	74.3%
宮崎県	85.2%	86.9%	82.8%
鹿児島県	91.1%	91.6%	89.8%
沖縄県	38.5%	49.3%	30.7%
全国合計	64.1%	67.4%	60.2%

○各都道府県別清掃実施率

- 令和５年度中に清掃の実施を確認できた基数を集計
- 全国平均値は64.1%(令和4年度は63.6%)
- 清掃実施率は20～90%台まで分布しており、都道府県毎に大きく異なる。
- 昨年度調査は約200市町村が実施率不明と回答していたが、今年度調査では不明又は0%と回答した市町村は5団体に減少。

浄化槽清掃費の原価比較

同じ7,248基の地域を、区域割・事業者数・清掃率で比較

清掃率60%では、1基当たり原価が 31,110円 → 54,392円（約1.75倍）

利用者が減っても、車両・人員・管理体制などの固定費は簡単には減らせない

① 区域割あり

1社・清掃率100%

1基当たり必要収入

31,110円

①との差 **基準**

実清掃	**7,248基**
保有車両	**9台**
稼働率	**100%**
地域必要収入	**2.25億円**

② 区域割あり

2社・清掃率100%

1基当たり必要収入

34,093円

①との差 **+2,983円**

実清掃	**7,248基**
保有車両	**10台**
稼働率	**100%**
地域必要収入	**2.47億円**

③ 自由競争

2社・清掃率60%

1基当たり必要収入

54,392円

①との差 **+23,282円**

実清掃	**4,349基**
保有車両	**10台**
稼働率	**60%**
地域必要収入	**2.37億円**

なぜ原価が上がるのか

事業者が1社 → 2社

予備車・管理者・事務員などが重複

1基当たり ＋2,983円（＋9.6%）

清掃率100% → 60%

年間96日の余剰、固定費を少ない基数で負担

1基当たり ＋23,282円（＋74.8%）

試算条件

7人槽・全量引抜／3,500L車／2名乗車／年間240日／標準4.15基・日・台／処理場まで片道20分

一般管理費22.01%、利潤9.3%を含む。③は清掃率100%に対応可能な車両・人員体制を維持する設定。

※本資料は同一モデル地区で制度条件の差を比べる試算。実際の料金は地域条件、処理手数料、清掃量等で変動する。

※地域必要収入は千万円単位に丸めて表示。実清掃基数は四捨五入。出典：原資料「区域割・事業者数・清掃率別の原価比較（案）」

一般廃棄物の処理責任について

１．厚生省通知

廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分は市町村の固有事務とされ、市町村長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が一般廃棄物の処理を行う場合にあっても、業の許可制度、委託の禁止、名義貸しの禁止等の規定の趣旨にみられるとおり、市町村の処理責任の原則の下、処理の委託者及び受託者が市町村の監督下で適正な処理を行うことを原則としている。(「一般廃棄物の適正な処理の確保について」平成 11 年 8 月 30 日厚生省通知)

２．１０・８通知

市町村の処理責任の性格については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発 第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「6.19 通知」という。）で周知したとおり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合にあっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

３．廃棄物処理法

第６条　市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

施行規則第１条の３　法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第二項各号に掲げる事項を定めるものとする。

第６条の２　市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分をしなければならない。

第７条５　市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

一般廃棄物の委託料金について

１．１０・８通知

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

２．廃棄物処理法

令第４条　５　委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

一般廃棄物の許可料金について

１．廃棄物処理法

第７条１２　第一項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第六項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第２２８条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

解説　法７条第１２項の規定により、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、一般廃棄物処理業者が市民や事業者から受け取る料金は、市町村の手数料条例による制限を受けることとなる。条例によっては、収集手数料と処分手数料という表現を用いていても、事業系一般廃棄物については、業者が搬入してくる一般廃棄物の処分手数料のみを規定し、一般家庭等については、収集されてから処分されるまでの手数料をこめた意味で収集手数料といっているような場合もあるため本条第１２項の規定に基づく条例は明確に規定されることが、求められ、その制限額の解釈には注意を要する。

本項は、いわゆる料金統制の趣旨ではなく、市町村が直営（委託を含む）で行う一般廃棄物処理事業に関し手数料を定めた場合、市町村が直営で行う場合と一般廃棄物処理業者が取り扱う場合との間に市町村住民に不公平をきたさないように料金の最高額を定めたものである。なお、一般廃棄物処理業者が市民から受け取る料金は、原価計算方式に基づいて算出した原価に適正な利潤を加えた額等適正かつ合理的なものとすることが望ましい。この手数料の規定については各種リサイクル法が適用になる場合、各リサイクル法により除外規定を設けているものがある。

２．疑義照会

回答　**市町村が処理していない一般廃棄物の処理手数料を、条例で定めることはできない。**
なお、このことについては、市町村における許可業者が一社であろうと、数社であろうと同様である。
（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について」昭和 47 年 03 月 23 日(千葉県から厚生省照会)

３．１０・８通知（別添）

平成 26 年 1 月 28 日 最高裁第三小法廷判決
「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」判決理由抜粋

② 「市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、**廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない**ものといえる。」

４．一般廃棄物処理法における許可区域の定めに関する公正取引委員会の見解について

質問 市町村が区域を定めていれば、問題はありませんか

回答 廃棄物処理法に基づいて市町村が区域を定めた場合、法律に基づき様々な配慮をされた上で、**市町村長の権限で定めた前提であれば、許可を受けた一般廃棄物処理業者がそれぞれの区域で事業を実施すること自体は、独占禁止法上問題になることはない**。ただし、１つの区域に複数の事業者がいる場合には、価格などの面で共同行為をしますと問題となる恐れがあります。

質問 廃棄物処理法第 6 条及び第 7 条に基づいて、清掃率向上という観点から市町村が区域調整を行うということは、独占禁止法に当たらないのか

回答 廃棄物処理法に基づいて、市町村長が権限を行使し、行われる区域を定めることについては、**独占禁止法上から申し上げる立場にない**。

（衆議院予算委員会第 6 分科会（令和 6 年 2 月 28 日）
（質問 立憲民主党 末松義規議員　回答 公正取引委員会 古谷委員長）

保守点検の回数

〔浄化槽法〕　昭和 58 年 5 月 18 日 法律第 43 号

第１０条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年１回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。

〔浄化槽法施行規則〕　昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号

第６条２　浄化槽に関する法第十条第一項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに一回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接触ばつ気方式又は脱窒ろ床接触ばつ気方式	一　処理対象人員が二〇人以下の浄化槽	四月
	二　処理対象人員が二一人以上五〇人以下の浄化槽	三月
活性汚泥方式		一週
回転板接触方式、接触ばつ気方式又は散水ろ床方式	一　砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	一週
	二　スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（一に掲げるものを除く。）	二週
	三　一及び二に掲げる浄化槽以外の浄化槽	三月
備考　この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別によるし（屎）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（ＪＩＳＡ三三〇二）」に定めるところによるものとする。この場合において、一未満の端数は、切り上げるものとする。		

３　環境大臣が定める浄化槽については、前二項の規定にかかわらず、環境大臣が定める回数とする。

４　法第十一条の二第二項の規定による再開の届出に当たつて保守点検が行われたときは、前三項の規定の適用については、これを法第十条第一項に基づく保守点検とみなす。

５　駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前四項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。

令和８年９月１７日

環境省

一般廃棄物収集運搬料金に関する指導のお願い

一般廃棄物処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るための重要な行政サービスです。

一般廃棄物収集運搬料金については、廃棄物処理法施行令第４条五に「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。」と定められております。

一般廃棄物収集運搬料金の決定方法について定めがなく、料金に反映できていない実態があります。

また、令和 6 年 9 月 30 日付環循適発第 2409302 号通知と現行の料金制度との関係についても、全国的な考え方の整理が十分になされているとは言えず、今後の制度運営における重要な課題であると認識しております。

一般廃棄物処理事業を将来にわたり安定的に維持するとともに、市民にとって公平で分かりやすい料金制度を構築するためには、国として統一的な考え方をお示しいただくことが重要であると考えます。

つきましては、一般廃棄物収集運搬料金の適正な運用に向け、環境省からご指導いただく場を設けていただきますようお願い申し上げます。

全国環境整備事業協同組合連合会
料金委員会

家庭ごみ収集運搬業務における、直営との比較（試算）

（円）

大分類	中分類	民間委託契約①	A市（直営）② 未回答（白抜き）	差 （民間−直営） ①−②
積算条件	必要人数	6名（運転2・助手4）		
	管理者人数	2名（班長1・事務1）		
	常時稼働台数	2台		
	予備車	1台		
	使用車両	5t		
	車両耐用年数（計算値）	4年		
	車両購入価格	12,000,000	15,600,000	
	作業日数	260日		
① 現場部門	1. 人件費（給与・賞与含む）	22,698,000		
	年収 運転手（1人あたり）	4,439,000	5,810,000	−1,371,000
	年収 助　手（1人あたり）	3,455,000	5,810,000	−2,355,000
	2. 関連経費	5,540,000		
② 管理部門	3.人件費（給与・賞与含む）	8,795,000		
	年収 班　長（1人あたり）	4,738,000	5,826,000	−1,088,000
	年収 事務員（1人あたり）	4,057,000	7,151,000	−3,094,000
	4. 関連経費	1,904,000		
1人あたり人件費の差額合計				−7,908,000
現場・管理部門費計		38,937,000		
③ 車両費	5. 車両減価償却費（5t）	6,000,000		
	6. 公租公課	1,093,000		
	7. 燃料費	1,908,000		
	8. 維持・修繕費	1,207,000		
	9. 予備車費用	1,053,000		
車両費計		11,261,000		
直接作業費		50,198,000		
④ 一般管理費	10. 事務・管理経費	直接作業費の7．9% 3,982,000		
	11. 施設・設備維持経費			
	12. 事業活動・育成経費			
	13. 租税・その他経費			
業務原価		54,180,000		
⑤ 利潤	14.利潤			
業務価格(税抜)		54,180,000		

郡上市設置型浄化槽事業について

✧下水道管を敷設し下水処理場で処理をする「集合処理区域」以外にお住まいの方を対象
✧対象となる個人等の敷地に郡上市が浄化槽を設置
✧設置後は集合処理区域の方と同算定の下水道使用料を頂きながら郡上市が維持管理

① 新設の場合

【設置対象】

・集合処理施設の区域外で下水道を利用する場合
・浄化槽の使用者が設置場所に住所を有し定住する場合
（事業所、公共施設等の所有者を含む）
・設置人槽が５０人槽以下である場合

【設置者にしていただくこと】

・浄化槽を設置する土地は市へ無償貸与してください
・集合処理区域の方と同様、受益者負担金をお支払いください
一般世帯：３２万円
一般世帯以外（事業所等）：処理対象人員に応じて３２万円 ～ ９６万円
・浄化槽本体工事と並行して（もしくは浄化槽本体工事後、遅滞なく）、浄化槽への接続工事をしてください
・使用を開始されたら、集合処理区域の方と同様の下水道使用料がかかります

② 【既設浄化槽の譲渡】の場合

市設置型合併処理浄化槽区域のご家庭で、すでに個人で設置されていた合併処理浄化槽は、以下の要件を満たせば市へ無償譲渡することができます。譲渡後は、浄化槽の維持管理は市が行います。

・集合処理区域以外に住所を有し、将来に渡って定住し使用すると認められた者が使用する合併処理浄化槽であること
・50人槽以下の合併処理浄化槽であること
・浄化槽の保守点検及び清掃が適正に行われ法定検査結果が3年連続「適」、処理機能に障害がなく、浄化槽本体、宅内排水設備及び放流管が適正に管理され亀裂等が発生していないもの
・浄化槽設置整備事業によって整備された浄化槽は、設置後７年経過しているもの
・一旦市へ譲渡すると個人へ戻すことはできません。また、浄化槽設置場所（土地）については、市へ無償貸与となります
・下水道の使用者と同様の下水道使用料がかかります

郡上市　下水道・市設置型浄化槽　比較一覧

基本データ	下水道	市設置型浄化槽	合計	
世帯数	12,000	991	12,991　世帯	
導入費用	67,361,000,000	2,369,200,000	69,730,200,000　円	697億円
R5年度　役場収入	564,270,000	36,080,000	600,350,000　円	6億円
R5年度　役場支出	2,222,993,694	55,130,000	2,278,123,694　円	22億円
総世帯数　14,888 世帯　残り 1,897 世帯は、し尿汲み取り・浄化槽（市設置型以外）				
導入費用　下水道　673 億円　R5年度までの累計（2期工事・修繕費含む） 浄化槽　23 億円　R5年度 下水道会計書類より（し尿処理場建設費　18 億円を足す）				

1世帯当たり	下水道	市設置型浄化槽	差し引き
導入費用	5,613,417	2,390,716	3,222,700　円
R5年度　役場収入	47,023	36,408	10,615　円
住民支払い総額	47,023	45,408 ブロワ電気代 9,000含む	1,615　円
R5年度　役場支出	185,249	55,631	129,619　円
一般会計からの補填金額	138,227	19,223	119,004 円
R5年度　収入　下水道料金（参考）月 20㎥ 使用で 年 39,900 円（税抜） 浄化槽料金　役場が下水道使用料を市設置型浄化槽使用者より徴収（50人槽以下が対象） 役場はブロワ電気代（約 9,000 円）を値引きした料金を徴収			
R5年度　支出　下水道　R5年度　下水道会計書類より（浄化槽分を引く） 浄化槽　役場が清掃業者に支払う金額（郡上市は清掃・保守業者共に同一料金） （参考）らくらく契約　小型合併 7人槽　5% 引き　56,225 円（改定前料金） 清掃　34,709 円　点検　17,241 円　検査　4,275 円			
R5年度　下水道会計書類より　一般会計補助金の補填　1,074,363,000 円 / 14,888 世帯 = 72,163 円			

R7.9.17

全国調査　浄化槽料金の市町村補助について

全国１７４１市町村のうち

	市町村数	主な市町村名
A：浄化槽維持管理費を一部補助している自治体	１９０	札幌市、仙台市、世田谷区、杉並区、松山市、町田市、藤沢市
B：下水道料金との差額を補助している自治体	１９	福井市、越前市、袋井市、御前崎市、いなべ市、西粟倉村、安芸太田町
C：公共浄化槽使用料を下水道使用料と同一にしている自治体	１９	郡上市、秋田市、綾部市、広島市、津市、舞鶴市、庄原市、宮古市

環境省資料：R6 年度浄化槽の指導普及に関する調査結果

全国環整連：合理化適正委員会調査

下水処理 家庭ごとに

人口減地域、自治体が判断

法改正案

国土交通省は人口減少地域の下水道を廃止し、各家庭の浄化槽による個別処理に転換できるようにする。廃止する際の手続きを明確にし、自治体の判断でサービスを縮小することにより下水道経営の持続性を確保する。特別国会に下水道法などの改正案を提出し、2026年内の施行を見込む。

改正案は既に下水道が整備された地域で、処理場と各家庭を結ぶ管路を廃止・縮小する手続きを明示する。市町村などが利用者に説明し家庭などに浄化槽などを整備することを条件に、廃止区域や時期を決められるようにする。これまでは対象地域の住民の同意を取得するなどのハードルが高かった。

一般家庭と処理場を下水管でつなぐ「集合処理」は、自治体の規模が小さいほど1人当たりの管路が長くなり整備や維持のコストがかさむ傾向がある。

国交省によると、1立方㍍の汚水を処理する費用は人口1万人未満の自治体で22年度に235・5円、30万人以上は136・3円だった。月に20立方㍍の標準的な家庭で比べると、2000円弱の差になる。周縁部の人口が減少し中心部への機能集約が進む中で、既に整備済みの地域でも浄化槽に転換した方がコストが下がる場合がある。

浄化槽はトイレや台所、風呂の排水を微生物の働きで浄化する。たまった汚泥を定期的にくみ取り、処理した水は川などに流す。国交省によると、全国で1175万人が浄化槽を使っている。

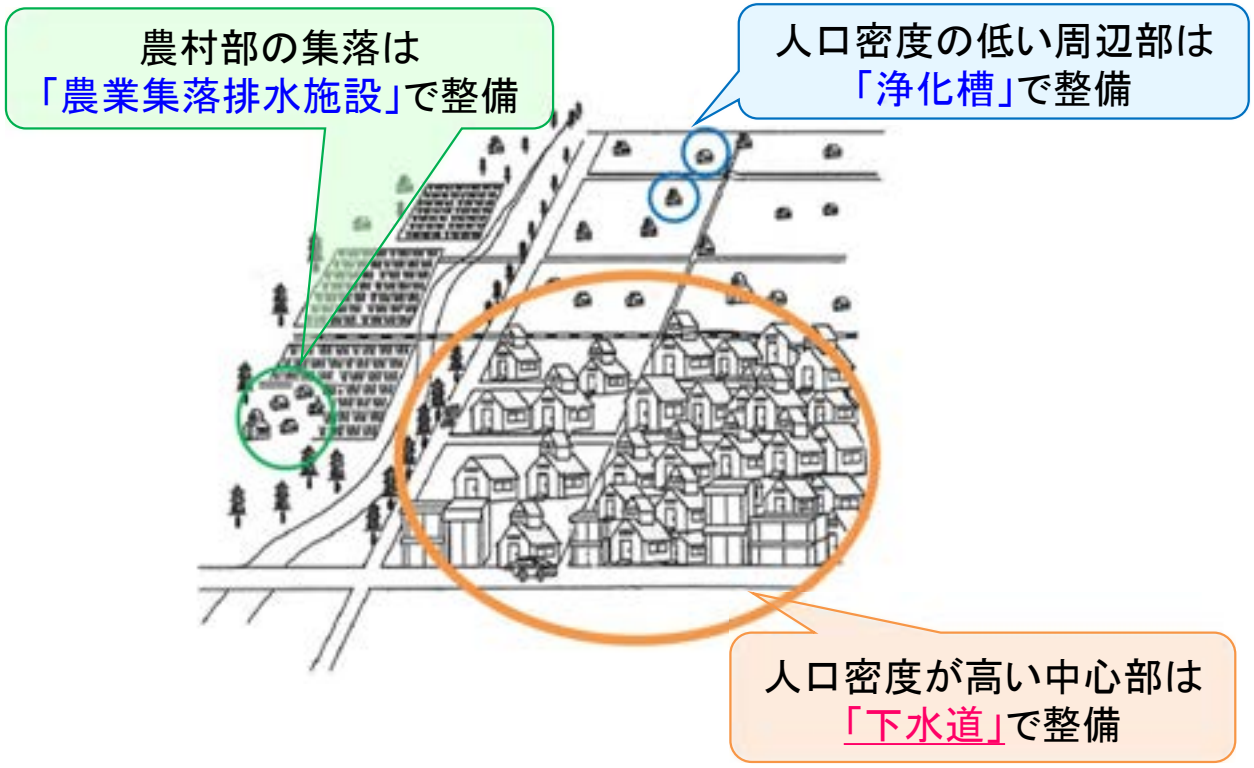
25年の国交省などの調査で、下水道から浄化槽に転換する意向がある自治体が全国で32あった。同省は下水道の更新より浄化槽への転換が経済的であれば自治体に撤去費用を補助する制度を25年度に始めた。

汚水処理の役割分担

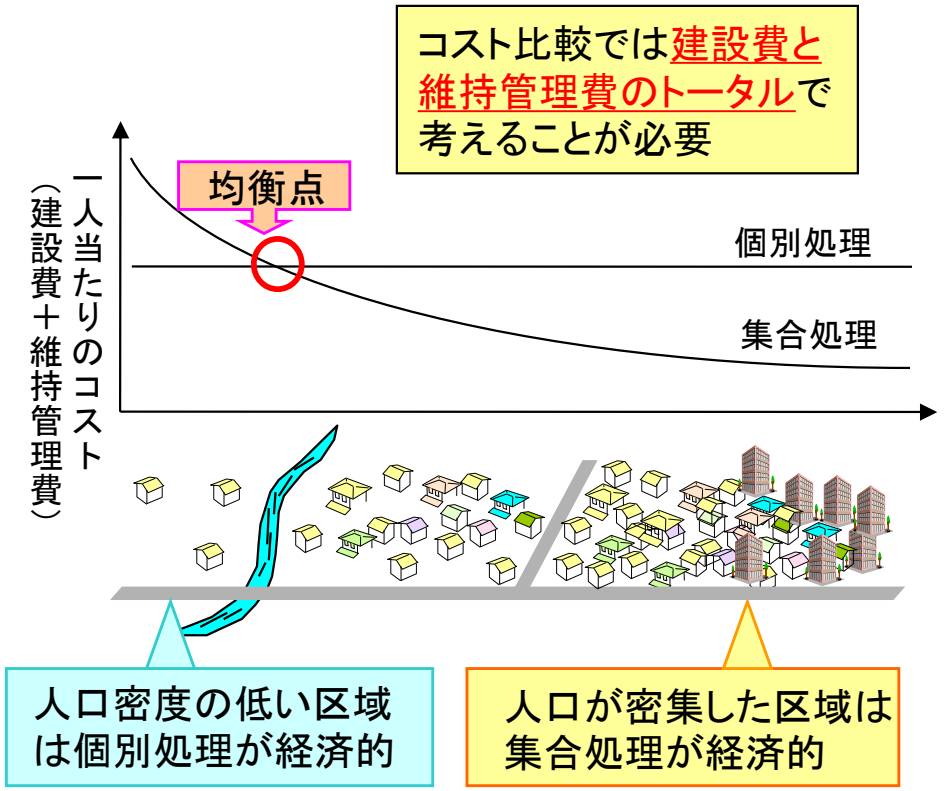
国土交通省

○汚水処理の手法には、**汚水を管渠で処理場に集めて処理する下水道や農業集落排水、各建物で個別に処理する浄化槽**がある。
○地方公共団体が、各汚水処理施設の特性、経済性等を勘案して、地域の実情に応じた**最適な整備手法を「都道府県構想」としてとりまとめ、これに基づき整備**を推進してきたところ。

＜汚水処理施設に役割分担＞



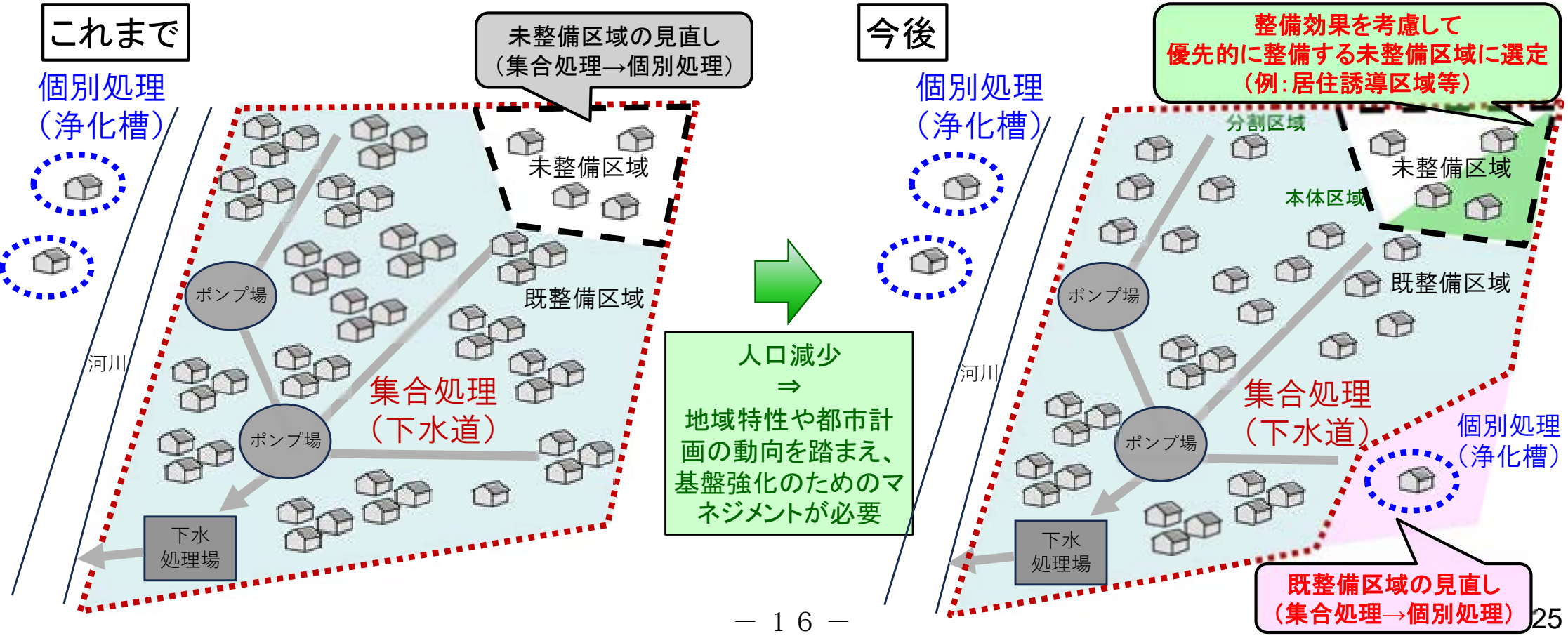
＜経済比較の概念図＞



汚水処理施設（整備済み・整備予定区域）の最適化について

国土交通省

○令和8年度に汚水処理の概成が見込まれるものの、約780万人が汚水処理を利用できない状況にあり、将来の人口動態や整備効果を十分に考慮しつつ今後整備を進める必要がある。
○特に、下水道については、地域特性を踏まえつつ、将来の人口減少や都市計画の動向を踏まえた上で、整備効果が中長期的に持続もしくは向上する区域に限定して早期に整備することが求められる。
○また、持続可能な汚水処理の実現に向けた基盤強化を図ることを目指して、整備済み区域を対象にした見直しも重要であり、**汚水処理施設（整備済み区域・整備予定区域）の最適化を行う必要がある。**



下水道法

第四条　前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定めなければならない。

6　前各項の規定は、公共下水道の事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

平成 20 年「人口減少下の下水道計画手法のあり方について

平成 26 年 1 月「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」

令和 8 年改正（排水区域等の廃止）

第九条の二　公共下水道管理者は、排水区域の自然的経済的社会的諸条件を考慮し、公共下水道により当該排水区域の全部又は一部の下水を排除する必要がなくなつたと認める場合には、当該排水区域の全部又は一部を廃止することができる。

2　公共下水道管理者は、排水区域の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止の予定年月日、廃止しようとする区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を、第四項の公示の日の前日まで当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。

3　公共下水道管理者は、前項の規定による公示をしようとするときは、当該公示に係る区域内の公共下水道を使用する者の同意を得なければならない。ただし、当該公共下水道を管理する地方公共団体が当該公共下水道による下水の排除に代わる措置として国土交通省令で定めるものを講ずる場合は、この限りでない。

第十条４　排水区域のうち前条第二項の規定により公示された区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、第一項の規定にかかわらず、その土地の下水を公共下水道以外の設備又は施設に流入させるために必要な排水施設を設置することができる。

都市計画法

（受益者負担金）

第七十五条　国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

2　前項の場合において、その負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収方法については、国が負担させるものにあつては政令で、都道府県又は市町村が負担させるものにあつては当該都道府県又は市町村の条例で定める。

地方自治法

（分担金）

第二百二十四条　普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

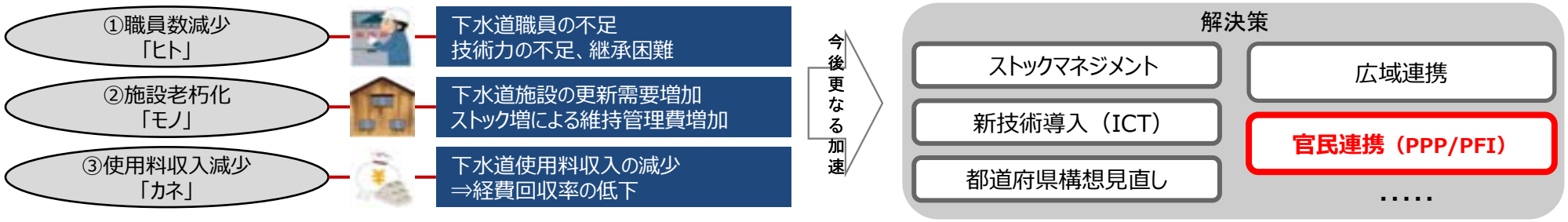
（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条　分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

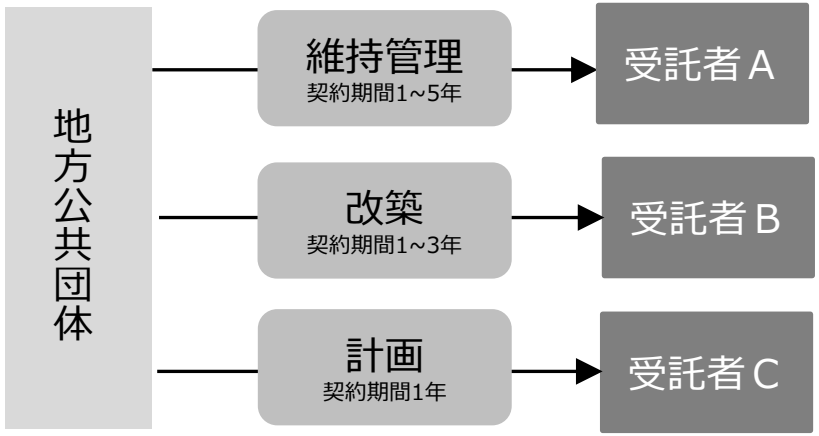
なぜ「水の官民連携」が必要なのか？

国土交通省

「水の官民連携」の必要性とイメージ

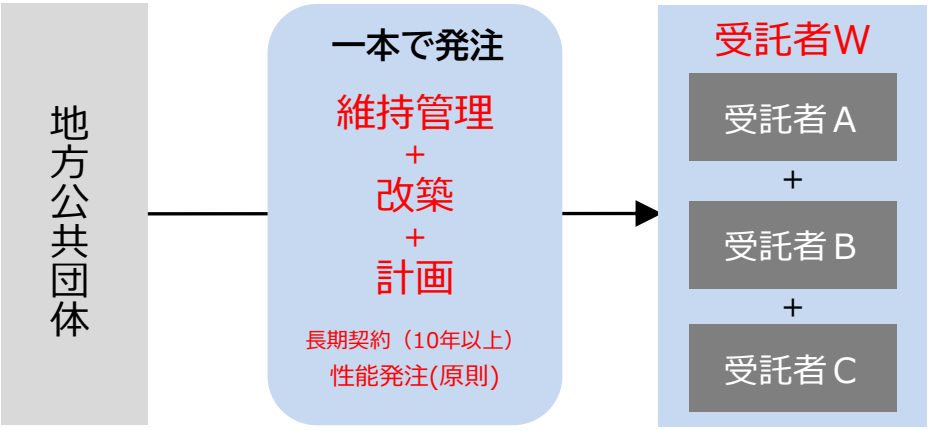


従来の業務形態 ～個別発注～



○各取組に応じて、発注・契約・管理等を実施。短期間。
→（自治体）発注と管理に追われて、人手不足の中大変。
　　複数の工事の調整も高度で困難。
→（民　間）業務が小さい・短い人手がかかり投資がしづらい。
　　性能発注が原則でないため、創意工夫の余地が少ない。

これからの業務形態 ～「水の官民連携」～



○各取組が一体化、発注・契約・管理等一元化
　▶自治体・民間双方にとって、事務負担の軽減
　▶管理の質の向上を期待
○契約期間が長期▶ スケールメリットが大きく、長期的な観点から設備投資を行うことが可能
○性能発注が原則▶民間の創意工夫が発揮しやすい
○各取組間での連携がスムーズ▶事業の効率化、自治体の労力減

「水の官民連携」の導入検討費用に対する補助（上下水道一体効率化・基盤強化推進事業）

国土交通省

目的

PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）の「水の官民連携」推進について、事業規模30兆円及び事業件数10年ターゲットの達成に向けた取組を加速する。

*R4年度-R13年度の10年間で、上下水道分野では、それぞれ100件の「水の官民連携」を具体化
＊「水の官民連携」は、コンセッション方式と、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の総称

概要

「水の官民連携」を導入しようとする地方公共団体に対し、導入可能性調査（FS）、資産評価、実施方針・公募資料作成、事業者選定等を国費により定額支援する。

	コンセッション方式	レベル3.5			
		他分野連携＋他地方公共団体連携	他分野連携（特に上下水道一体）	他地方公共団体連携（広域・共同）	下水道もしくは水道分野のみ
	上限 5千万円	上限 4千万円			上限 2千万円
導入可能性調査（FS）	○	○	○	○	○
資産評価（デューデリジェンス、DD）	○	○	○	○	○
実施方針・公募資料作成	○	○	○	○	×
事業者選定	○	○	○	○	×

基礎編「第3章」3.7　交付金等要件化の概要

○ 汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。

○ 交付金等の要件充足には、本ガイドライン3.1「対象施設・業務範囲の設定の考え方」（詳細は本ガイドライン3.4、3.5参照）が前提

○ よって、入札・公募の開始（募集要項等の公表）時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある

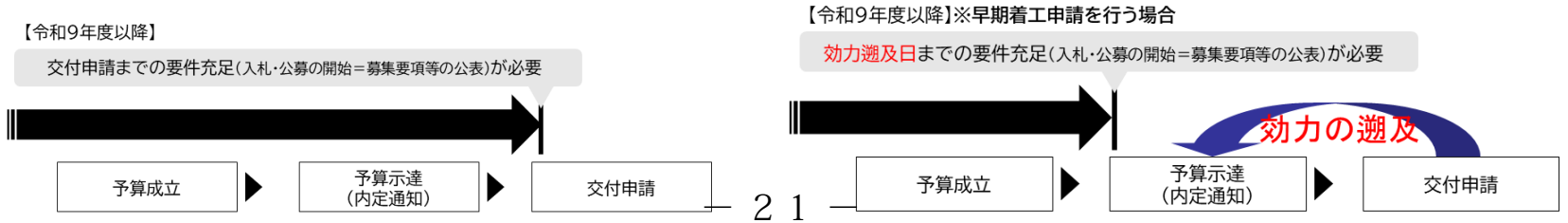
○ 令和9年度以降に汚水管改築の交付金等を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」であることが必要

○ 「ウォーターPPP導入を決定済み」は、レベル3.5の場合、入札・公募の開始（募集要項等の公表）を意味（入札・公募以外の民間事業者等の選定等の場合は契約締結、入札・公募以外の民間事業者等の選定等の場合は、契約締結）

○ 「令和9年度以降に要件化」については、令和9年度以降、交付金等を充足した後に、汚水管の改築に関する要素事業について交付申請することが可能

○ なお、予算成立後の財務大臣の実施計画承認日まで効力を遡及させる場合（いわゆる早期着工申請を行う場合）、当該日付までに交付要件を充足している必要がある

図表 3－8　令和9年度以降の要件化後の交付金等交付申請手続き（イメージ）



【 水道分野のウォーターPPP 】

表１　ウォーターPPP を実施中・実施予定の箇所（令和８年９月末現在）

都道府県	事業体	対象分野	事業方式	案件名	事業者	事業期間
宮城	宮城県	上水、工水、下水	コンセッション	宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）	メタウォーター（代表企業）、ヴェオリア・ジェネッツ、オリックス、日立製作所、日水コン、メタウォーターサービス、東急建設、復権技術コンサルタント、産電工業、橋本店（みずむすびマネジメントみやぎ）	R4.4~R24.3（20 ヵ年）
	七ヶ浜町	下水	レベル 3.5（更新支援型）	七ヶ浜町汚水ポンプ場等包括管理業	みずむすびマネジメントみやぎ	RB.4~R18.3（10 ヵ年）
茨城	利府市	上水、下水	レベル 3.5（更新支援型）	利府町上下水道事業包括的民間委託	日水コン（代表企業）、データベース、宅配、NSC テック	R7.4~R17.3（10 ヵ年）
神奈川	守谷市	上水、下水、集排	レベル 3.5（更新支援型）	守谷市上下水道施設管理等包括業務	ウォーターエージェンシー（代表企業）、 オリエンタルコンサルタンツ委託、 中央設計技術研究所	R5.4~R15.3（10 ヵ年）
	神奈川県	上水	レベル 3.5（更新支援型）	箱根地区水道事業包括委託事業（第 3 期）	島 JFE アクアソリューション（代表企業）、 ヴェオリア・ジェネッツ、神奈川県管工事業協同組合、 デック	R5.12~R16.3（20 ヵ年）
	三浦市	下水	コンセッション	三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業	前田建設工業（代表企業）、東芝、 クボタ、 日本水工設計、ウォーターエージェンシー	R5.4~R25.3（20 ヵ年）
	葉山町	下水	レベル 3.5（更新支援型）	葉山町ウォーターPPP（管路施設管理•更新一体マネジメント）事業	東急建設（代表企業）、 フジ地中情報、 中央設計技術研究所	R8.4~R18.3（10 ヵ年）
	葉山町	下水	コンセッション	葉山町ウォーターPPP（処理場等施設コンセッション）事業	メタウォーター（代表企業）、住友重機械エンバイロメント、 不二テクノ、 清水建設	R9.4~R29.3（20 ヵ年）
長野	宝達志水町	下水、集排、浄化槽	レベル 3.5（更新支援型）	宝達志水町下水道維持管理包括業務	オレンジかほく・東洋設計共同企業体	R8.4 ~R18.3（10 ヵ年）
	飯田町	下水	レベル 3.5（更新支援型）	飯田市下水道処理施設包括的維持管理業務委託	ウォーターエージェンシー（代表企業）、 日本クリーンアセス、日本水工設計	R9.4~R19.3（10 ヵ年）
	小諸市	上水、下水、集排	レベル 3.5（更新支援型）	小諸市上下水道一体水の 官民連携 業務	水みらい小諸（水 ingAM、 小諸市、 第一環境）	R9.4~R19.3（10 ヵ年）
静岡	静岡県	工水	レベル 3.5（更新支援型）	ふじさん工業用水道事業新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）	大豊建設（代表企業）、 ウォーターエージェンシー（代表企業）、 建設技術研究所、 徳倉建設｀ 石井組、明電舎、 荏原実業	R6.8~R13.3（約 7 ヵ年）
	浜松市	下水	コンセッション	浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業	ヴェオリア・ジャパン（代表企業）、ヴェオリア・ジェネッツ、月島 JFE アクアソリューション、オリックス、 東急建設、 須山建設	H30.4~R20.3（20 ヵ年）
	富士市	下水	レベル 3.5（更新実施型＋更新支援型）	富士市終末処理場管理運転等業務委託	ウォーターエージェンシー（代表企業）、パシフィックコンサルタンツ、神鋼環境ソリューション、前田建設工業、パシコン技術管理	R8.1 ~R17.12（10 ヵ年）
愛知	愛知県	上水	BT＋コンセッション	豊橋浄水場再整備等事	インフロニア・ホールディングス（代表企業）、東芝、 エステム、 FCC Aqualia S.A.、NJS、 水道機工、サーラコーポレーション、フソウ、大場上下水道設計、 神野建設	R7.12~R38.3（約 30 ヵ年）
京都	城陽市	上水、下水	レベル 3.5（更新支援型）	城陽市水道事業及び下水道事業における包括的民間委託事業	ヴェオリア・ジェネッツ（代表企業）、フジ地中情報、 日本メンテナスエンジニヤリング、 西日本旅客鉄道、アジア航測	R8.4~R18.3（10 ヵ年）
大阪	大阪市	下水	レベル 3.5（更新支援型）	大阪市下水道施設包括的管理業務委託	クリアウォーターOSAKA	R7.9~R24.3（約 17 ヵ年）
	大阪市	工水	コンセッション	大阪市工業用水道特定運営事業等	前田建設工業（代表企業）、日本工営、NTT 西日本、東芝	R4.4~R14.3（10 ヵ年）
	河内長野市 大阪狭山市	下水	レベル 3.5（更新支援型）	河内長野市下水道施設包括的管理業 務および大阪狭山市公共下水道施設包括的維持管理業務（第 3 期）	藤野興業（代表企業）、積水化学工業、管清工業、日水コン、クリアウォーターOSAKA、日本インシーク、カンキョウ、石垣メンテナンス	RB.4~R18.3（10 ヵ年）
山口	宇部市	下水	コンセッション	宇部市公共下水道西部処理区運営事業	メタウォーター（代表企業）、ユーディーエンジニアリング、前村電気工事、 大栄建設、フジ総業、 UBE＝菱セメント	R8.4 ~R38.3（30 ヵ年）
愛媛	新居浜市	上水、工水、下水	レベル 3.5（更新実施型＋更新支援型）	上工下水道施設包括委託事業	住友重機械エンバイロメント（代表企業）、ウォーターエージェンシー、メタウォーター、NJS、フソウ、地圏総合コンサルタント（協力企業）	R9.4~R19 3（10 ヵ年）
高知	須崎市	下水	コンセッション	須崎市公共下水道施設等運営事業	NJS（代表企業）、四国ポンプセンター、カナデビア中四国サービス、民間資金等活用事業推進機構、四国銀行	R2.4~R21.9（19.5 ヵ年）
熊本	熊本県	工水	コンセッション	熊本県有明・八代工業用水道運営事業	メタウォーター（代表企業）、熊本県弘済会、メタウォーターサービス、NTT 西日本、ウエスコ	R3.4~R23.3（20 ヵ年）
	荒尾市	上水	レベル 3.5（更新支援型	荒尾市水道事業包括委託（第 3 ステージ）	メタウォーター（代表企業）、荒尾市管工事協同組合、エース・ウォーター ※このほか協力企業 12 者	R8.4~R18.3（10 ヵ年）
沖縄	宜野湾市	上水、下水	レベル 3.5（更新支援型	宜野湾市上下水道事業包括業務委託 （第二期）	宜野湾市管工事協同組合、第一環境、沖縄水道管理センター	R8.4 ~R18.3（10 ヵ年）

表２　水道分野（上水・工水）を対象としたウォーターPPP の主な検討箇所（令和８年９月末）

都道府県	事業体	対象分野	想定する事業方式やスケジュール、検討状況など
北海道	岩見沢市	上水、下水、集排	事業方式はレベル 3.5、事業開始は R11 年度を予定。R7 年度に導入可能性調査を実施（委託先：NJS).
	北広島市	上水、下水	事業方式はレベル 3.5 の更新支援型、事業開始は R11 年度を想定。
青森	十和田市	上水、下水、集排	事業方式はレベル 3.5 の更新実施型、事業開始は R12 年度を想定。
	大鰐町	上水、下水	R8 年度に導入可能性調査を実施（委託先：バスコ）。
岩手	遠野市	上水、下水	R8 年度に導入可能性調査を実施予定。事業方式はレベル 3.5 とレベル 4 のいずれも視野。スケジュールは事業方式次第。
	陸前高田市	上水、下水	事業方式はレベル 3.5、事業開始は R10 年度を予定。
宮城	角田市	上水、下水、集排	事業方式はレベル 3.5 の更新支援型、事業開始は R9 年度を想定。導入可能性翡査はバスコアドバイザリー業務は日本研究所・七十七リサーチ＆コンサルティング・復建技術コンサルタント JV に委託。
	岩沼市	上水、下水	事業方式はレベル 3.5、事業開始は R10 年度を想定。導入可能性詞査は NJS に委託。
	大郷町	上水、下水、集排、浄化槽	事業方式はレベル 3.5、事業開始は R10 年度を想定。
山形	上山市	上水	R7 年度に導入可能性調査をアクシオンに委託して実施。別途、下水道事業等を対象としたレベル 3.5（更新実施型）を R9 年 9 月より予定。
福島	福島県	エ水	R8 年度に導入可能性調査を実施（委託先：NJS)。
	会津美里町	上水、下水、集排、浄化槽	事業方式はレベル 3.5、事業開始は R12 年度を想定。R7 年度に調査業務を NJS に委託。
茨城	五霞町	上水、下水、集排	事業方式はレベル 3.5 の更新支援型、事業開始は R11 年度を想定。R7 年度に導入可能性調査を PwC アドバイザリ託。
群馬	沼田市	上水	浄水場の更新に合わせて、ウォーターPPP、DBO などの導入を検討。R7 年度に導入可能性調査を実施（委託先：日本経済研究所）
埼玉	春日部市	上水、下水	事業方式はレベル 3.5、事業開始は R11 年度を想定。R8 年度に調査業務をオリエンタルコンサルタンツ・中央設計技術研究所・ ジェーエステック JV に委託。
	狭山市	上水、下水	R6 年度に基礎調査を実施（委託先：NJS)。
	三芳町	上水、下水	R8 年度に導入可能性詞査を実施（委託先：アジア航測)。
千葉	柏市	上水、下水	事業方式はレベル 3.5 の更新実施型（管路）＋更新支援型（施設)、募集要項等公表は R9 年 3 月、優先交渉権者決定は同年 9 月、事業開始は R10 年 1 月を予定。基本検討業務とアドバイザリー業務は極東技エコンサルタントに委託。
富山	滑川市	上水、下水	R8 年度に導入可能性調査を実施（委託先：NiX JAPAN)。
石川	能美市	上水、工水、下水、集排	R8 年度に導入可能性調査を実施（委託先：オリジナル設計）
福井	福井市	上水、下水、集排	R7 年度に導入可能性基礎調査を実施（委託先：日水コン)。
	敦賀市	上水、下水、集排	事業方式はレベル 3.5、事業開始は R10 年度を想定。R7 年度に導入可能性調査を実施（委託先：日水コン)。
	大野市	上水、下水、集排、し尿	事業方式はレベル 3.5 の更新支援型、事業開始は R11 年度を想定。R8 年度に導入可能性調査を実施（委託先：中央設計技術研究所)。
	鯖江市	上水、集排	事業方式はレベル 3.5 の更新支援型事業開始は R11 年度を想定。R8 年度に導入可能性調査を実施（委託先：建設技術研究所)。
	あわら市	上水、下水	事業方式はレベル 35、事業開始は R11 年度を想定。R8 年度に導入可能性調査を実施（委託先：建設技術研究所)。
	越前市	上水、下水、集排	事業方式はレベル 3.5 の更新支援型業開始は R10 年度を想定。R7 年度に導入可能性調査を実施（委託先：建設技術研究所)。
	坂井市	上水、下水、集排	R6 年度に導入可能性調査を実施（委託先：日水コン)。
	南越前町	上水、下水	R8 年度に導入可能性調査を実施（委託先：NiX JAPAN)。
長野	原村	上水、下水	事業方式はレベル 3.5 の更新支援型、事業開始は R10 年度を想定。アドバイザリー業務は新日本設計に委託。
岐阜	瑞浪市	上水、下水	R8 年度に導入可能性調査を実施（委託先：中央設計技術研究所)。
静岡	静岡県	上水、工水、下水	R8 年度に導入可能性調査を実施（委託先：日本総合研究所)。
	藤枝市	上水、下水、集排、コミプラ	R15 年 10 月の事業開始をめざしてレベル 4 の導入を検討中。前段に下水道事業を対象としたレベル 3.5 を実施する予定。
愛知	豊川市	上水、下水、集排	事業方式はレベル 3.5、事業開始は R10 年 4 月を想定。導入可能性調査とアドバイザリー業務は NJS に委託。
	新城市	上水、下水、集排	事業方式はレベル 3.5、事業開始は R11 年度を想定。R8 年度に導入可能性調査を実施（委託先：オリジナル設計)。
三重	津市	上水、下水、集排	事業方式はレベル 3.5、事業開始は R10 年度を想定。R7 年度に導入可能性調査を実施（委託先：ウエスコ)。
滋賀	湖南市	上水、下水	事業方式はレベル 3.5 の更新支援型事業開始は R10 年度を想定。導入可能性調査は日水コン、アドバイザリー業務は建設技術研究所に委託。
京都	京都府など	上水、工水	福知山市 算鶴市 綾部市 宮津市、丹後市、伊根町、与謝野町の北部 7 市町の上水道、京都府の工業用水道を対象とした広域型の導入も含め、検討中。R8 年度に綾部市が調査業務を発注（委託先：デロイトトーマン共同企業体)。
兵庫	川西市	上水、下水	事業方式はレベル 3.5。事業開始は R10 年度を想定。導入可能性調査とアドバイザリー業務は NiX JAPAN に委託。
	養父市	上水、下水、集排、コミプラ、小規模集合排水	R8 年度に導入可能性調査を実施（委託先：ウエスコ)。
和歌山	和歌山市	工水	六十谷第 1、第 2 浄水場を対象に検討。R8 年度に導入可能性調査を実施（委託先：潮技術コンサルタント)。
鳥取	鳥取県	工水	エ水 2 地区（鳥取地区、日野川）の運営と、日野川工水のバイパス管路工事を対象に検討。水道事業などとのバンドリングも視野。R8 年度に導入可能性調査を実施（委託先：PwC アドバイザー合同会社)。
香川	香川県広域水道企業団	上水	R8 年度に事前検討業務を実施（委託先：東京設計事務所)。浄水場の新設や増強を含む事業スキームを検討。
愛媛	四国中央市	上水、工水、下水	事業方式はレベル 3.5。事業開始は R10 年度を想定。R8 年度にアドバイザリー業務を Wesco·PwC 共同企業体に委託。
熊本	熊本県	工水	有明工業用水道（菊池地域）が対象。R8 年 10 月に実施方針の策定を予定。R7 年度にウォーターPPP の導入可能性謂査業務を日 本総合研究所に委託。
	玉名市	上水、下水	事業方式はレベル 3.5 の更新支援型、事業開始は R10 年度を想定。R7 年度に導入可能性調査を実施（委託先：オリジナル設計)。
	宇土市	上水、下水、集排	R7 年度に導入可能性調査を実施（委託先：日水コン)。
大分	別府市	上水	R8 年度に官民連携手法可能性調査を実施（委託先：日水コン)。
	日出町	上水、下水、集排	事業方式はレベル 3.5、事業開始は R11 年度を想定。R7 年度に導入可能性調査を実施（委託先：デロイトトーマツ共同提案体)。
宮崎	日南市	上水、下水、集排、し尿浄化槽	事業方式はレベル 3.5 事業開始は R11 年度を予定。
沖縄	沖縄市	上水、下水	事業方式はレベル 3.5 の更新支援型、事業開始は R9 年 4 月を想定。

日本国憲法

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一章　天皇

〔天皇の地位と主権在民〕

第一条　天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

〔皇位の世襲〕

第二条　皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

〔内閣の助言と承認及び責任〕

第三条　天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

〔天皇の権能と権能行使の委任〕
第四条　天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。
２　天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

〔摂政〕
第五条　皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

〔天皇の任命行為〕
第六条　天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。
２　天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

〔天皇の国事行為〕
第七条　天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。
一　憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
二　国会を召集すること。
三　衆議院を解散すること。
四　国会議員の総選挙の施行を公示すること。
五　国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
六　大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
七　栄典を授与すること。
八　批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
九　外国の大使及び公使を接受すること。
十　儀式を行ふこと。

〔財産授受の制限〕
第八条　皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第二章　戦争の放棄
〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕
第九条　日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる

戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
２　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章　国民の権利及び義務
〔国民たる要件〕
第十条　日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権〕
第十一条　国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕
第十二条　この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕
第十三条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕
第十四条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
２　華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
３　栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕
第十五条　公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
２　すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
３　公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
４　すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に

関し公的にも私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕
第十六条　何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償〕
第十七条　何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

〔奴隷的拘束及び苦役の禁止〕
第十八条　何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕
第十九条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕
第二十条　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
２　何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
３　国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕
第二十一条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
２　検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕
第二十二条　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
２　何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕
第二十三条　学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕
第二十四条　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
２　配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕
第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
２　国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕
第二十六条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
２　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕
第二十七条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
２　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
３　児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕
第二十八条　勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕
第二十九条　財産権は、これを侵してはならない。
２　財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
３　私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔納税の義務〕
第三十条　国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第三十一条　何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕
第三十二条　何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔逮捕の制約〕
第三十三条　何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

〔抑留及び拘禁の制約〕
第三十四条　何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔侵入、捜索及び押収の制約〕
第三十五条　何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
２　捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕
第三十六条　公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

〔刑事被告人の権利〕
第三十七条　すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。
２　刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。
３　刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕
第三十八条　何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
２　強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白

は、これを証拠とすることができない。
３　何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕
第三十九条　何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

〔刑事補償〕
第四十条　何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第四章　国会
〔国会の地位〕
第四十一条　国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

〔二院制〕
第四十二条　国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

〔両議院の組織〕
第四十三条　両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。
２　両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

〔議員及び選挙人の資格〕
第四十四条　両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

〔衆議院議員の任期〕
第四十五条　衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

〔参議院議員の任期〕
第四十六条　参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

〔議員の選挙〕

第四十七条　選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

〔両議院議員相互兼職の禁止〕
第四十八条　何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

〔議員の歳費〕
第四十九条　両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

〔議員の不逮捕特権〕
第五十条　両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

〔議員の発言表決の無答責〕
第五十一条　両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

〔常会〕
第五十二条　国会の常会は、毎年一回これを召集する。

〔臨時会〕
第五十三条　内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

〔総選挙、特別会及び緊急集会〕
第五十四条　衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。
２　衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。
３　前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

〔資格争訟〕
第五十五条　両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席

を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

〔議事の定足数と過半数議決〕
第五十六条　両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
２　両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔会議の公開と会議録〕
第五十七条　両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。
２　両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。
３　出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

〔役員の選任及び議院の自律権〕
第五十八条　両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。
２　両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

〔法律の成立〕
第五十九条　法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。
２　衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。
３　前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。
４　参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

〔衆議院の予算先議権及び予算の議決〕
第六十条　予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。
２　予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところに

より、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

〔条約締結の承認〕
第六十一条　条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

〔議院の国政調査権〕
第六十二条　両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

〔国務大臣の出席〕
第六十三条　内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

〔弾劾裁判所〕
第六十四条　国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。
２　弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第五章　内閣
〔行政権の帰属〕
第六十五条　行政権は、内閣に属する。

〔内閣の組織と責任〕
第六十六条　内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。
２　内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。
３　内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

〔内閣総理大臣の指名〕
第六十七条　内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。
２　衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国

会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

〔国務大臣の任免〕
第六十八条　内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばれなければならない。
２　内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

〔不信任決議と解散又は総辞職〕
第六十九条　内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

〔内閣総理大臣の欠缺又は総選挙施行による総辞職〕
第七十条　内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

〔総辞職後の職務続行〕
第七十一条　前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

〔内閣総理大臣の職務権限〕
第七十二条　内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

〔内閣の職務権限〕
第七十三条　内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。
一　法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
二　外交関係を処理すること。
三　条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
四　法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。
五　予算を作成して国会に提出すること。
六　この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
七　大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

〔法律及び政令への署名と連署〕
第七十四条　法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

〔国務大臣訴追の制約〕
第七十五条　国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第六章　司法
〔司法権の機関と裁判官の職務上の独立〕
第七十六条　すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
２　特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
３　すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

〔最高裁判所の規則制定権〕
第七十七条　最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。
２　検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。
３　最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

〔裁判官の身分の保障〕
第七十八条　裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

〔最高裁判所の構成及び裁判官任命の国民審査〕
第七十九条　最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。
２　最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。
３　前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官

は、罷免される。
４　審査に関する事項は、法律でこれを定める。
５　最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。
６　最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

〔下級裁判所の裁判官〕
第八十条　下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。
２　下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

〔最高裁判所の法令審査権〕
第八十一条　最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

〔対審及び判決の公開〕
第八十二条　裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。
２　裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章　財政
〔財政処理の要件〕
第八十三条　国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

〔課税の要件〕
第八十四条　あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

〔国費支出及び債務負担の要件〕
第八十五条　国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

〔予算の作成〕
第八十六条　内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

〔予備費〕
第八十七条　予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。
２　すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

〔皇室財産及び皇室費用〕
第八十八条　すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

〔公の財産の用途制限〕
第八十九条　公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

〔会計検査〕
第九十条　国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。
２　会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

〔財政状況の報告〕
第九十一条　内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第八章　地方自治
〔地方自治の本旨の確保〕
第九十二条　地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

〔地方公共団体の機関〕
第九十三条　地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

２　地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

〔地方公共団体の権能〕
第九十四条　地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

〔一の地方公共団体のみに適用される特別法〕
第九十五条　一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第九章　改正
〔憲法改正の発議、国民投票及び公布〕
第九十六条　この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。
２　憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第十章　最高法規
〔基本的人権の由来特質〕
第九十七条　この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守〕
第九十八条　この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
２　日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

〔憲法尊重擁護の義務〕
第九十九条　天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第十一章　補則

〔施行期日と施行前の準備行為〕

第百条　この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。

２　この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手続並びにこの憲法を施行するために必要な準備手続は、前項の期日よりも前に、これを行ふことができる。

〔参議院成立前の国会〕

第百一条　この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

〔参議院議員の任期の経過的特例〕

第百二条　この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

〔公務員の地位に関する経過規定〕

第百三条　この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

環廃対発第 1410081 号
平成 26 年 10 月 8 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律
の適正な運用の徹底について（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要である。

市町村の処理責任の性格については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 20 年６月 19 日付け環廃対発 第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「6.19 通知」という。）で周知したとおり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合にあっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

この市町村以外の者に一般廃棄物処理業の許可を与えて行わせる場合の考え方に関して、平成 26 年１月 28 日の最高裁判決（別添資料参照）において、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消訴訟における原告適格を有するとの判示がなされた。

一方、市町村が処理委託した一般廃棄物に関連して、大規模な不適正処理事案が発生しているが、依然として解決を見ないまま長期化している状況にある。 このような状況を踏まえ、改めて下記事項に留意いただき、都道府県知事におかれては貴管内市町村に対し、廃棄物処理法の適正な運用の徹底のため周知徹底及び指導方お願いしたい。

記

１．市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物処理法施行令第３条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われた場合には、生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずることが求められる。

廃棄物処理法第６条の２第２項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様に扱っ

ていることから、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第４条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帯して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

２．最高裁判決の趣旨

平成 26 年１月 28 日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものである。

したがって、仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可処分等は取り消される可能性があるということになる。これは新たな許可処分に限定されるものではないことにも留意する必要がある。

当該判決は、これまで 6.19 通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったものであることから、これを機に、一般廃棄物処理を市町村以外の者に委託し又は許可を与えて行わせる場合を含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をなされたい。

（別添）

平成 26 年 1 月 28 日 最高裁第三小法廷判決

「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」判決理由抜粋

① 「一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものであって、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある上、一般廃棄物は人口等に応じておおむねその発生量が想定され、その業務量には一定の限界がある。廃棄物処理法が、業務量の見込みに応じた計画的な処理による適正な事業の遂行の確保についての統括的な責任を市町村に負わせているのは、このような事業の遂行に支障を生じさせないためである。」

② 「市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。」

③ 「市町村長から、一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者がある場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可又はその更新が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠くものであるならば、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものといえる。」

④ 「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるものというべきである。」

⑤ 「市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法第 7 条に基づく一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可処分又は許可更新処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。」

２５　「区域」を定めることができることとしているのは、市町村が行う収集若しくは運搬又は処分業務との調整及び当該処理区域における清掃事業の円滑な遂行という要請上、当然のことである。区域は、必ずしもまとまった広がりをもつものでなくとも、例えば、散在するＡ工場、Ｂ事業場及びＣ店を区域として定めてもよい。すなわち、分担部分を定めることができるというに等しい。同様の趣旨から、地理的分担区分以外に一般廃棄物の種類等により分担部分を定めることもできる。例えば、焼却灰の埋立処分に限るというような制限は可能である。

本条により一般廃棄物処理業者が区域を定めて許可された場合、その区域について市町村長が他の業者を許可しない限り、その業者Ｄが、その区域を独占的に営業し得ることとなるが、この利益は、区域が指定されたことの反射的利益にすぎないから、その区域において他の業者Ｅが営業を行ったとしても、ＤはＥを相手として、裁判所に対しその営業の停止を求めることはできない。

ただし、Ｅが無許可営業等で行政処分や罰則の対象となることはある。

問い合わせ先

全国環境整備事業協同組合連合会
全国大会実行委員会

〒100-0014
東京都千代田区永田町2-17-17
アイオス永田町612号室

電話番号 03-6453-0607
FAX　　03-6453-0608